第21期 第14回福岡県内水面漁場管理委員会 次第

- 1 日 時 令和5年11月30日(木) 14:00~
- 2 場 所 福岡市博多区東公園 7 7 福岡県庁北棟 4 階 漁業調整委員会室
- 3 議 題
 - (1) うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)
 - (2) 筑後川における第5種共同漁業権に基づくうなぎ種苗特別採捕許可について (協議)
 - (3) やまめ及びあまご資源の繁殖保護に係る委員会指示について(協議)
 - (4) 資源管理の状況等の報告について(区画漁業) (報告)
 - (5) その他

資料 1 (21期14回内水面漁管委) (令和5年11月30日)

5 水第 1 3 1 6 号 令和 5 年 1 1 月 2 4 日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎 (農林水産部水産局水産振興課)

うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置等の公示について (諮問)

福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号)第11条第3項の規定により下記のことについて諮問します。

記

うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置及び申請すべき期間を別紙のとおり定め、公示します。



福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号)第4条第1項第1号に掲げるうなぎ 稚魚漁業につき、同規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように 定める。

1 許可をすべき漁業者の数とその他の制限措置

漁業	漁業を営む	者の資格	操業区域	漁業	漁業者の数
種類				時期	
うなぎ	内水面漁業の	別記の筑前	筑前海区及	2月1日から	5
稚魚漁	振興に関する	地区に養殖	び同海区に	4月30日ま	
業	法律に基づく	場の所在地	流入する河	で	
	うなぎ養殖業	がある者	Ш		
	の許可受給者				
	のうち、にほん				
	うなぎの池入				
	割当量を有す				
	る者(以下、養				
	鰻業者とい				
	う。)。ただし、				
	500 平方メート				
	ル以上の養鰻				
	池を有する者				
	に限る。				
	養鰻業者。ただ	別記の豊前	福岡県豊前		6
	し、500 平方メ	地区に養殖	海区及び同		
	ートル以上の	場の所在地	海区に流入		
	養鰻池を有す	がある者	する河川 (山		
	る者に限る。		国川を除		
	養鰻業者又は	別記の豊前	< 。)		3
	福岡県養鰻漁	地区に住所			
	業協同組合と	がある者			
	供給契約を締				
	結している者				

養鰻業者。ただ	別記の有明	福岡県有明	6
し、500 平方メ	地区に養殖	海区及び同	
ートル以上の	場の所在地	海区に流入	
養鰻池を有す	がある者	する河川 (筑	
る者に限る。		後川を除	
		⟨∘⟩	

2 許可を申請すべき期間

令和5年11月 日から令和5年12月23日まで

別記

筑前地区:福岡市、北九州市(筑前海に面した地区)、直方市、飯塚市、中間市、筑紫野市、 春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、宮若市、嘉麻市、那珂 川市、糟屋郡、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡

豊前地区:北九州市(豊前海に面した地区)、田川市、行橋市、豊前市、 田川郡、京都郡、築 上郡

有明地区:大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝 倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三瀦郡、八女郡

うなぎ稚魚漁業許可方針

県内におけるうなぎ種苗の安定的供給と資源の維持保護との調和を図るとともに、漁業秩序を確立することを目的とし、令和2年12月1日に施行する改正後の福岡県漁業調整規則(以下、規則という。)第4条第1項第1号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可について、規則及び他の法令に規定するもののほか、この方針により処理する。

1 許可対象者

規則第10条の規定によるもののほか、次の(1)及び(2)により、許可をする者を定めるものとする。なお、これらをもって許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可をする者を定めるものとする。

(1) 漁業を営む者の資格

規則第11条第1項第6号に規定する漁業を営む者の資格は次のとおりとする。

- ア 福岡県内の下表に定める地区に養殖場の所在地があり、かつ内水面漁業の振興に関する法律に基づくうなぎ養殖業の許可受給者のうち、にほんうなぎの池入割当量(以下、池入量とする。)を有する者(以下、養鰻業者という。)。ただし、500平方メートル以上の養鰻池を有する者に限る。
- イ 福岡県内の下表に定める地区に住所があり、かつ養鰻業者又は福岡県養鰻漁業協同組合(以下、養鰻組合という。)と供給契約を締結している者(以下、供給者という。)。

筑前地区	福岡市、北九州市(筑前海区に面した地区)、直方市、飯塚市、中間市、					
	筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福					
	津市、宮若市、嘉麻市、那珂川市、糟屋郡、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡					
豊前地区	北九州市(福岡県豊前海区に面した地区)、田川市、行橋市、豊前市、					
	田川郡、京都郡、築上郡					
有明地区	大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うき					
	は市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潴郡、八女郡					

(2) 許可の優先順位

規則第11条第5項に規定する基準は次のとおりとし、アから工までの順に優先順とする。

- ア 前年にうなぎ稚魚漁業許可を受給した者。
- イ 上記の者を除き、申請した日から起算して、過去3年間にうなぎ稚魚漁業許可又は ウナギ種苗特別採捕許可を受給したことのある者。
- ウ うなぎ稚魚漁業許可受給者が廃業し、その者から推薦を受けた者。
- エ アからウまでに該当しない者

2 操業区域

規則第11条第1項第4号に規定する操業区域は次のとおりとする。

- ア 筑前地区に養殖場の所在地がある養鰻業者については、筑前海区及び同海区に流入 する河川に限る。
- イ 豊前地区に、養殖場の所在地がある養鰻業者及び住所がある供給者については、豊 前海区及び同海区に流入する河川に限る。ただし、山国川は除く。
- ウ 有明地区に養殖場の所在地がある者については、有明海区及び同海区に流入する河 川に限る。ただし、筑後川は除く。

3 漁業時期

規則第11条第1項第5号に規定する漁業時期は2月1日から4月30日までとする。

4 許可をすべき漁業者の数

規則第11条第1項第2号に規定する許可をすべき漁業者の数は、養鰻業者については毎年11月1日現在で1(1)アに掲げる漁業を営む者の資格を有する者の数を上限とし、供給者については3人を上限とする。なお、許可申請者数が公示された漁業者の数に満たない場合は、近年のにほんうなぎの資源状況を考慮し、原則新たに公示しないものとする。

5 許可の有効期間

規則第15条第2項の規定により、毎年2月1日から4月30日までとする。

6 条件

規則第13条第1項の規定により、許可にあたっては、次の条件を付すものとする。 (1)採捕数量

許可証に記載された採捕数量を超えて採捕してはならない。なお、採捕数量の算定基準は次のとおりとする。

ア 養鰻業者

前年のうなぎ稚魚漁業で許可された数量を原則とする。ただし、池入量に満たない場合は池入量を採捕数量の上限とすることができる。

イ 供給者

養鰻業者又は養鰻組合との供給契約の数量とする。ただし、3キログラムを上限とする。

(2) 採捕箇所の制限

許可証に記載された採捕箇所以外で採捕してはならない。なお、採捕箇所は次のアからウの基準に従い、申請者が指定するものとする。

ア 申請者が養鰻業者の採捕箇所数は、養鰻池の面積に応じて下表のとおりとする。

養鰻池の面積	採捕場所の数
500平方メートル~ 1,000平方メートル	3 箇所以內
1,001平方メートル~ 5,000平方メートル	4 箇所以内
5,001平方メートル~10,000平方メートル	5 箇所以内
10,001平方メートル以上	6 箇所以內

ただし、有明地区で令和2年漁期まで矢部川漁協の従事者としてウナギ種苗特別 採捕許可を受給していた者(承継した者を含む。)については、上表の数に内共第 1号漁業権漁場内で採捕していた3箇所(矢部川、沖端川、塩塚川)を加えること ができる。

- イ 採捕箇所が第5種共同漁業権の免許がされている場合は、当該漁業権者の同意がな ければならない。
- ウ 前年のうなぎ稚魚漁業許可で許可された採捕箇所以外で申請する場合、前年に当 該箇所で許可を受けた者が存在するときは、申請者がその者の同意を得ることとす る。

(3) 採捕できる者(申請者及び従事者)の制限

許可証に記載された採捕できる者以外が採捕してはならない。なお、採捕できる者は、 次のアからウまでに掲げる基準に基づき、申請者が指定するものとする。

ア 養鰻業者の場合、申請者(法人においては経営者)及びその二親等内の親族又は 雇用された者とする。なお、採捕できる者の人数については養鰻池の面積に応じて下 表のとおりとする。

養鰻池の面積	採捕できる者の人数
500平方メートル~ 3,000平方メートル	4人以内
3,001平方メートル~ 4,000平方メートル	5 人以内
4,001平方メートル~ 5,000平方メートル	6 人以内
5,001平方メートル以上	7人以内

- イ 申請者が供給者の場合は、本人のみとする。
- ウ 漁業に関する法令を遵守する者であり、かつ暴力団員等でないこと。

(5) 漁具・漁法の制限

ア すくい網以外を使用して採捕してはならない。採捕のために使用する灯火は、カーバイトランプ、灯油ランプ、電灯とする。

イ 船を使用して採捕してはならない。

(6) その他の条件

- ア 採捕したうなぎ稚魚は許可受給者本人以外の養鰻池に池入れしてはならない。ただし、養鰻業者又は養鰻組合との供給契約に基づく場合はこの限りでない。
- イ 採捕するときは、許可証又は従事者証(許可証の写しを水産振興課長が原本と相違ないことを証明したもの)を携帯し、別記様式第1号に示す腕章をつけなければならない。
- ウ 国内全ての養殖場のにほんうなぎの池入数量が、その上限に達した場合に水産庁 から発出されるしらすうなぎの採捕停止指示には従わなければならない。
- エ 豊前海及び同海域に流入する河川ついては、4月21日から4月30日までの間操業してはならない。ただし、シラスウナギの来遊状況により、内水面の区域に限り、この禁止期間を解除することがある。

8 申請に必要な書類

規則第8条の規定による申請に必要な書類は以下のとおりとする。

- (1) 漁業許可申請書(別記参考様式第2号)
- (2) 採捕箇所図(拡大した図面に採捕箇所及び周辺地形・物標を明確に記載し、〇〇

川○○町○○橋から上流○○町○○堰までの区域というように表示すること。

- (3) 従事者の本人確認書類(運転免許証等の写し。前年のうなぎ稚魚漁業許可の申請から変わらない場合は省略できる。)
- (4) 採捕できる者の写真(証明書用で、6カ月以内に撮影したもの2枚)
- (5)第5種共同漁業権が免許されている採捕箇所で申請する場合は、当該漁業権者の 同意を証する書類
- (6)誓約書(別記参考様式第3号)
- (7)暴力団員等の照会に必要な事項を記載した書類
- (8) 申請者が供給者の場合は、養鰻業者又は養鰻組合との間の供給契約書の写し

9 変更の許可について

規則第16条に規定する変更の許可は認めない。

10 資源管理の状況等の報告

規則第21条に基づく報告書は別記参考様式第4号とする。

11 内水面漁場管理委員会との協議

この方針の改正にあたっては、軽微な変更を除き、内水面漁場管理委員会に諮問又は協議するものとする。

附則

この方針は、令和2年11月18日から施行するものとする。

この方針は、令和3年11月29日から施行する。

別記様式第1号

別紙様式1

○ No.○○ 福岡県

- 1 地色は黄色と白色を年ごとに交互に変更するものとする。
- 2 文字は、1行目に許可年度(数字のみ)、通し番号、福岡県、2行目にうなぎ種苗(しらすうなぎ)採捕と記載する。
- 3 文字色は黒色とする。ただし、許可年度は赤色とする。
- 4 腕章の上下部に夜光塗料を塗ったり、反射テープを貼るなど夜間でも分かりやすくするものとする。

(参考)

許可年度	地色
R2	白色
R3	黄色
R4	白色
R5	黄色
R6	白色
R7	黄色
R8	白色
R9	黄色
R10	白色

別記参考様式第2号

うなぎ稚魚漁業許可許可申請書

				年	月	日	
福岡	 別県知事	殿					
		住氏	所 名				
下記	己により漁業許可を受け	たいので、	申請します。				
			記				
1	知事許可漁業の種類						
2	操業区域						
3	漁業時期						
4	4 漁獲物の種類及び漁業根拠地						
5	漁具の種類、数及び規	模					
6	採捕数量		kg				
7	採捕箇所						
	採捕箇所	採捕箇所	(具体的な標記)				

8 採捕できる者の住所及び氏名、申請者との関係

住所	氏名	申請	情者との関係
		1	申請者又は経営者本人
		2	二親等内の親族
		3	雇用された者
		1	申請者又は経営者本人
		2	二親等内の親族
		3	雇用された者
		1	申請者又は経営者本人
		2	二親等内の親族
		3	雇用された者
		1	申請者又は経営者本人
		2	二親等内の親族
		3	雇用された者

※申請者との関係は、該当する番号に○をつけること

別記参考様式第3号

誓 約 書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所 氏 名

私は下記の項目について誓約いたします。

記

- 1 私(法人の場合は私の経営する法人の役員)は、漁業及び労働に関する法令を遵守しており、かつ、引き続き遵守していきます。
- 2 私が指定した従事者は、漁業に関する法令を遵守し、かつ引き続き遵守していく者です。
- 3 私が指定した従事者が、漁業に関する法令に違反した結果、又は県が行う暴力団員等の照会の結果、許可の採捕できる者から除外されても、異議申立いたしません。
- 4 許可を受けた河川等で行われる災害復旧等の工事に関して一切の補償要求等はいたしません。
- 5 新たに許可を受けた河川等において、河川改修その他国が行う公共事業、及び地方 公共団体が行う公共事業に対して、許可を受ける前に事前協議が整っていた場合、 補償要求など工事に支障を及ぼす事態は引き起こしません。

以上

県への報告:翌月10日まで

報告年月日 年 月 日

資源管理の状況等の報告(うなぎ稚魚漁業)(2-1)

住所

年()月分

氏名

	許可に関する情報					
漁業の種類	漁業の種類 うなぎ稚魚漁業 許可番号 _うなぎ稚魚第_号 許可数量 kg 漁法 たも網 船の使用 無					

資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況 (例)池入れ量上限に近づいたため、採捕を自粛等

場所別従事者数及び採捕数量 Ш Ш 1日 2日 3日 4日 人 人 人 5日 人 人 人 人 6日 人 7日 8日 9日 10⊟ 11 H 12日 13日 15日 16日 17日 18日 人 人 人 19日 人 人 20日 21日 22日 23日 24日 25日 26日 人 27日 28日 29日 30日 31日 人 合計

☑上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、 福岡県等の関係機関へ提供することに同意します。

[・]記入は、1尾を0.2gで換算して重量(g)で書いてください (1kg = 5,000尾)

しらすうなぎの採捕の制度について

- 〇令和2年12月1日に漁業法が改正されたことにより、13 cm以下のうなぎについては、特定水産動植物に指定されました。これにより、許可なく採捕した場合の罰則が強化されます。ただし、3年間の猶予期間があるため、実際の特定水産動植物の指定は令和5年12月1日からです。
- ○上記罰則強化により、令和2年12月1日から漁業権に基づかない養鰻業者等の採捕 はうなぎ稚魚漁業許可が必要になりました。一方、漁業権に基づく採捕の場合は、 漁業調整規則で全長制限等があるため、従前のとおり特別採捕許可が必要です。

	旧	新
養 鰻 業 者、採捕者	特別採捕許可	漁業許可
内水面漁協組合員	漁業権(うなぎ) +特別採捕許可	漁業権 (うなぎ) +特別採捕許可

- ○国から令和5年11月30日までの猶予期間中に調整がついた県は随時新しい制度に移行するよう指示があり、福岡県では令和2年12月1日から新しい制度に移行しました。
- ○無許可の場合に適用される罰則は以下のとおり変遷します。

	~令和2年11月30日	令和2年12月1日	令和5年12月1日	
	70万和2年11月30日	~ 5 和 2 年 11 月 30 日 ~ 令和 5 年 11 月 30 日		
養鰻業	6月以下の懲役	3年以下の懲役	3年以下の懲役	
者、採捕	若しくは 10 万円以下の	又は300万円以下の罰	又は3,000万円以	
者	罰金	金	下の罰金	
内水面漁	6月以下の懲役	6月以下の懲役		
協組合員	若しくは 10 万円以下の	又は10万円以下の罰金		
	罰金	※状況によっては上記の罰則が適用		

令和5年度筑後川うなぎ種苗特別採捕許可 及びうなぎ稚魚漁業許可に係る資料

令和4年度許可実績

佐 賀 県	佐賀県内の養鰻業者	17.7 kg	1 kg	0 kg	18.7 kg	16人	令和5年2月 1日~ 令和5年4月30日	筑後川本流久留米市 小森野堰から下流坂 口堰までの区域
福岡県	下筑後川漁協組合員	S 2 kg	ву с	84 О	3 0 kg	14人	令和5年2月 1日~ 令和5年4月30日	筑後川本流久留米市 小森野堰から下流坂 口堰までの区域
項目	許可を受けた者	養殖用	中間育成放流用	試験研究用	111111111111111111111111111111111111111	採捕従事者数	許可期間	探 補 場 所
		挂	巨	教	屾			

令和4年度採捕実績及び令和5年度放流実績

ı					1)			
美 稹	佐 賀 県	佐賀県養鰻業者	4月30日	1.6 kg	10-15本/kg 10 kg			10-15本/kg 90kg
守和4 年度採拥美領及の守和5 年度放流美領	福 岡 鵑	下筑後川漁協	4月30日	1.1kg	浮羽養鰻7-8本/kg 20kg	下筑後川 165kg 筑後川 60kg 甘木 30kg	280kg	20本/kg 140kg
2	項目	採捕者	採捕終了年月日	採捕数量	見返り放流	内共2号 自主放流	内共3号自主放流	県費 放流

3 令和5年度 許可概要 (案)

(変更点

)	により 十久 日に多く	(₩)	
	項目	福岡県	佐 賀 県
	許可を受ける者	下筑後川漁協組合員	県内養鰻業者(2名)
	許可期間	2月1日~4月30日	2月1日~4月30日
	採捕従事者数	20 人	16人
1]11□	計 養殖用	2 5 kg	18. 7 kg
: 14	中間育成放流用	5 kg	(内訳は未定)
· *\pi	数 試験研究用	– kg	– kg
		3.0 kg	18.7 kg
	探捕場所	筑後川本流久留米市小 森野堰から下流坂口堰 までの区域	筑後川本流久留米市 小森野堰から下流坂 ロ堰までの区域

4 令和5年度 許可の条件 (案)

(1)福岡県は30kg、佐賀県は18.7kgを超える量を採捕してはならない。

(2) 採捕するときは、許可証又は許可証の写しを携帯し、知事が定めた腕章をつけなければならない。 (3) 許可期間中、定期的に採捕状況を別に定める様式により報告しな

ければならない。許可期間中に許可数量の採捕を完了したときも同様とする。

(4) 採捕従事者を特定しなければならない。(5) 筑後川本流において使用する光力は、500ワット (福岡佐賀両

県内水面合同漁場管理委員会で決められた光力) 以内でなければならない。

(6) 探捕のために船を使用してはならない。

(1)なお、国内全ての養殖場のニホンウナギの池入数量が、その上限に達した場合に水産庁から発出されるシラスウナギの採捕停止指示には従わなければならない。

※腕章の色は、福岡県が黄色、佐賀県が白色。

筑後川における第5種共同漁業権に基づくうなぎ種苗特別採捕許可方針

県内におけるうなぎ種苗の安定的供給と資源の維持保護との調和を図るとともに、採 捕秩序を確立するため、福岡県筑後川における第5種共同漁業権行使権に基づく養殖用 種苗及び放流用種苗の採捕については、福岡県漁業調整規則(以下、規則という。)第 47条に基づく特別採捕許可により、同規則第34条及び第38条第1項並びに第39 条第1項及び第2項の適用を除外する。当該特別採捕許可については、規則及び他の法 令に規定するもののほか、この方針により処理する。

1 許可対象者

下筑後川漁業協同組合(以下、漁協という。)に所属し、内共第2号第5種共同漁業権うなぎ漁業の行使権を有する者のうち漁協が指定する者。なお、養殖用種苗の採捕を目的とする場合、漁協は福岡県内に養殖場の所在地があり、かつ内水面漁業の振興に関する法律に基づくうなぎ養殖業の許可受給者であり、にほんうなぎの池入割当量を有する者(以下、養鰻業者という。)又は福岡県養鰻漁業協同組合と供給契約(以下、供給契約という。)を結ばなければならない。

2 許可期間

毎年2月1日から4月30日までとする。

3 採捕する水産動植物の種類及び数量 種類はうなぎ(しらすうなぎ)とし、数量は漁協全体として30kgとする。

4 採捕の期間及び区域

採捕期間は毎年2月1日から4月30日までとし、採捕区域は内共第2号第5種共 同漁業権漁場内で漁協が指定した区域とする。

- 5 使用する漁具及び漁法 すくい網とする。
- 6 採捕に従事する者 許可申請者本人のみとする。

7 条件

規則第47条第4項の規定により、許可にあたっては、次の条件を付すものとする。 (1) 採捕のために使用する灯火は、カーバイトランプ、灯油ランプ、電灯とする。灯 火の光力は福岡佐賀両県内水面合同漁場管理委員会で決められた500ワット以内でなければならない。

- (2) 船を使用して採捕してはならない。
- (3)養殖用種苗として採捕したうなぎ稚魚は供給契約に基づく場合以外に販売してはならない。
- (4) 採捕するときは、許可証を携帯し、別記様式第1号に示す腕章をつけなければならない。
- (5) 許可期間中、毎月の採捕数量を翌月10日までに漁協がとりまとめて報告しなければならない(別記参考様式第2号)。
- (6) 養殖用種苗を採捕する場合は国内全ての養殖場のにほんうなぎの池入数量が、その上限に達した場合に水産庁から発出されるしらすうなぎの採捕停止指示には従わなければならない。

8 申請すべき期間及び申請に必要な書類

申請すべき期間は、事務処理に要する期間を考慮し、別に定めるものとする。また、 規則第47条に規定する申請に必要な書類は以下のとおりとする。

- (1) 特別採捕許可申請書(別記参考様式第3号)
- (2) 採捕箇所図(拡大した図面に採捕箇所及び周辺地形・物標を明確に記載し、○○ 川○○町○○橋から上流○○町○○堰までの区域というように表示すること。)
- (3)漁協組合長の意見書
- (4) 許可申請者の写真(証明書用で、6カ月以内に撮影したもの2枚)
- (5)養鰻業者又は養鰻組合との間の供給契約書(写し)

9 内水面漁場管理委員会との協議

この方針の制定、改廃にあたっては、軽微な変更を除き、福岡県内水面漁場管理委員会及び福岡佐賀両県合同内水面漁場管理委員会において協議するものとする。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月17日から施行するものとする。
- 2 福岡県ウナギ種苗特別採捕許可方針(昭和53年12月1日施行)は廃止する。
- 3 この方針は、令和3年12月13日から施行するものとする。

別記様式第1号

別紙様式1

○ №.〇〇 福岡県

- うなぎ種苗(しらすうなぎ)採捕
- 1 地色は黄色と白色を年ごとに交互に変更するものとする。
- 2 文字は、1行目に許可年度(数字のみ)、通し番号、福岡県、2行目にうなぎ種苗(しらすうなぎ)採捕と記載する。
- 3 文字色は黒色とする。ただし、許可年度は赤色とする。
- 4 腕章の上下部に夜光塗料を塗ったり、反射テープを貼るなど夜間でも分かりやすくするものとする。

(参考)

,	
許可年度	地色
R2	白色
R3	黄色
R4	白色
R5	黄色
R6	白色
R7	黄色
R8	白色
R9	黄色
R10	白色

県への報告:翌月10日まで

F A X 送 信 票

うなぎ種苗特別採捕許可実績報告書

<u>住所</u>

 令和年()月分
 漁協名

 許可数量
 kg

 採補数量

					許可	数量		kg		
採捕数量										
氏名										
1日	g	g	g	g	g	g	g	g		
2日	g	g	g	g	g	g	g	g		
3日	g	g	g	g	g	g	g	g		
4日	g	g	g	g	g	g	g	g		
5日	g	g	g	g	g	g	g	g		
6日	g	g	g	g	g	g	g	g		
7日	g	g	g	g	g	g	g	g		
8日	g	g	g	g	g	g	g	g		
9日	g	g	g	g	g	g	g	g		
10日	g	g	g	g	g	g	g	g		
11日	g	g	g	g	g	g	g	g		
12日	g	g	g	g	g	g	g	g		
13日	g	g	g	g	g	g	g	g		
14日	g	g	g	g	g	g	g	g		
15日	g	g	g	g	g	g	g	g		
16日	g	g	g	g	g	g	g	g		
17日	g	g	g	g	g	g	g	g		
18日	g	g	g	g	g	g	g	g		
19日	g	g	g	g	g	g	g	g		
20日	g	g	g	g	g	g	g	g		
21日	g	g	g	g	g	g	g	g		
22日	g	g	g	g	g	g	g	g		
23日	g	g	g	g	g	g	g	g		
24日	g	g	g	g	g	g	g	g		
25日	g	g	g	g	g	g	g	g		
26日	g	g	g	g	g	g	g	g		
27日	g	g	g	g	g	g	g	g		
28日	g	g	g	g	g	g	g	g		
29日	g	g	g	g	g	g	g	g		
30日	g	g	g	g	g	g	g	g		
31日	g	g	g	g	g	g	g	g		
合計数量	g	g	g	g	g	g	g	g		

[・]記入は、1尾を0.2gで換算して重量(g)で書いてください (1kg = 5,000尾)

☑上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に 資する取組に活用するため、国、福岡県等の関係機関へ提供することに同意します。

別記参考様式第3号

うなぎ種苗特別採捕許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所 氏名

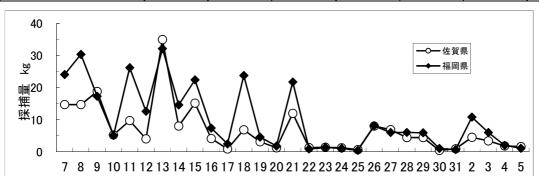
福岡県漁業調整規則第47条に基づき、下記の内容のとおり特別採捕の許可を受けたいので申請します。

記

- 1. 目 的
- 2. 適用除外の認可を必要とする事項
- 3. 使用船舶
- 4. 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量 (種苗の採捕の場合は供給先及びその数量)
- 5. 採捕の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6. 採捕の区域
- 7. 使用する漁具及び漁法
- 8. 採捕に従事する者の住所及び氏名

筑後川におけるシラスウナギ採捕の許可及び採捕実績

年度	許可期間	採捕者	数(人)	許可数	量(kg)	採捕実	績(kg)	採捕終	了月日
十段	佐賀県、福岡県	佐賀県	福岡県	佐賀県	福岡県	佐賀県	福岡県	佐賀県	福岡県
Н6	H7. 1/15~4/15	25	25	55	55	14.70	24.10	4/3	4/3
H7	H8. 1/15~4/15	25	25	55	55	14.70	30.40	4/15	4/15
Н8	H9. 1/15~4/15	25	25	55	55	18.80	17.30	4/10	4/15
Н9	H10. 1/15~4/15	25	25	55	55	5.20	5.10	4/15	4/15
H10	H11. 1/10~4/10	25	25	55	55	9.70	26.20	4/10	4/10
H11	H12. 1/15~4/15	25	25	45	45	4.00	12.60	4/10	4/10
H12	H13. 1/20~4/15	23	23	35	35	35.00	32.20	2/25	2/24
H13	H14. 1/15~4/15	23	23	35	35	8.00	14.60	4/15	3/31
H14	H15. 1/15~4/15	23	23	35	35	15.17	22.42	3/31	3/31
H15	H16. 1/15~4/15	21	21	35	35	4.10	7.39	4/15	4/15
H16	H17. 1/15~4/15	14	20	25	35	0.85	2.44	4/15	4/15
H17	H18. 1/15~4/15	14	20	25	35	6.83	23.79	3/31	3/29
H18	H19. 1/15~4/15	14	20	25	35	3.10	4.53	4/5	4/5
H19	H20. 1/25~4/25	14	20	25	35	1.20	1.77	4/20	4/20
H20	H21. 1/25~4/25	14	19	25	35	11.95	21.75	3/31	3/26
H21	H22. 1/15~4/10	14	20	20	30	1.26	0.85	4/10	4/10
H22	H23. 1/20~4/10	14	20	20	30	1.42	1.33	4/10	4/10
H23	H24. 1/22~4/10	14	20	20	30	1.20	1.04	4/10	4/10
H24	H25 2/1~4/20	14	20	20	30	0.65	0.42	4/20	4/20
H25	H26 2/1~4/20	14	20	20	30	8.00	8.08	4/20	4/20
H26	H27 2/1~4/20	14	17	18.7	30	6.90	5.99	4/20	4/20
H27	H28 2/ 1~4/20	14	19	18.7	30	4.40	6.02	4/20	4/20
H28	H29 2/1~4/20	14	18	18.7	30	4.40	5.91	4/20	4/20
H29	H30 2/1~4/20	14	18	18.7	30	0.40	1.00	4/20	4/20
H30	H31 2/1~4/30	16	17	18.7	30	0.90	0.70	4/30	4/30
R1	R2 2/1~4/30	16	15	18.7	30	4.50	10.80	4/30	4/30
R2	R3 2/1~4/30	16	18	18.7	30	3.40	6.00	4/30	4/30
R3	R4 2/1~4/30	16	17	18.7	30	1.80	2.00	4/30	4/30
R4	R5 2/1~4/30	16	14	18.7	30	1.60	1.10	4/30	4/30



資 料 3 (21 期 14 回内水面漁管委 (令和 5 年 1 1 月 3 0 日)

福岡県内水面漁場管理委員会指示第1号(案)

漁業法(昭和24年法律第267号)第<u>120</u>条第1項及び第<u>171</u>条第4項の規定に基づき、やまめ及びあまご資源の繁殖保護を図るため、これらの採捕を次のとおり禁止する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合は、この限りでない。

令和5年 月 日(公報登載日)

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中園 正彦

1 禁止区域

福岡県内の全河川

2 禁止期間

1月1日から2月末日まで

3 指示の有効期間

令和<u>6</u>年1月1日から令和<u>8</u>年12月31日まで

現行

福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、やまめ及びあまご資源の繁殖保護を図るため、これらの採捕を次のとおり禁止する。

令和2年11月27日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 勝 良

1 禁止区域

福岡県内の全河川

2 禁止期間

1月1日から2月末日まで

3 指示の有効期間

令和3年1月1日から令和5年12月31日まで

漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告について(区画漁業)

【資源管理の状況等の報告】

- ・漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について県知事に報告する義務(漁業法第90条第1項)
- ・県知事は報告を受けた事項について必要な報告をする(漁業法第90条第2項)
- ・県は資源管理の状況等の報告や聞き取り調査等により適切かつ有効に漁場を 活用しているか確認。

報告の内容

(漁業法施行規則第28条)

- 1 漁業権の種類及び免許番号
- 2 報告の対象となる期間
- 3 漁場の活用状況

※該当するもののみ抜粋

【区画漁業の種類】(漁業法第60条)

第一種区画漁業	一定の区域内において石、瓦、竹、木その他の物を敷設
	して営む養殖業
第二種区画漁業	土、石、竹、木その他の物によって囲まれた一定の区域
	内において営む養殖業

漁業権番号	漁業の種類	養殖対象種	漁場の位置	報告(令和4年)の提出状況	漁場の活用状況
内区第2号	第一種区画漁業	すいぜんじのり	朝倉市屋永6023-2外 黄金川の一部	0	適切かつ有効
内区第3号	第一種区画漁業	すいぜんじのり	朝倉市屋永6023-4外 黄金川の一部	0	適切かつ有効
内区第4号	第二種区画漁業	こい	筑紫野市天拝坂6丁目2-1 水石谷池の全水域		適切かつ有効
内区第6号	第二種区画漁業	こい	筑紫野市天拝坂1丁目5-1 狐谷池の全水域		適切かつ有効
内区第7号	第二種区画漁業	こい	筑紫野市塔原西2丁目555-1外 原口池の全水域	答原西2丁目555−1外 原口池の全水域 ○	
内区第8号	第二種区画漁業	ふな	筑紫野市塔原西1丁目957-2 脇田池の全水域	0	適切かつ有効
内区第9号	第二種区画漁業	こい	筑紫野市岡田93外 岡田池の全水域	休業中 (R2.4.1~R4.12.31)	_
内区第10号	第二種区画漁業	にしきごい	宗像市村山田1400-1 青木原池の全水域	0	適切かつ有効
内区第11号	第二種区画漁業	にしきごい	宗像市日の里5丁目2-4 蓮池の全水域	0	適切かつ有効
内区第12号	第二種区画漁業	にしきごい	古賀市薦野197 鍋谷池の全水域	0	適切かつ有効
内区第13号	第二種区画漁業	にしきごい	古賀市薦野282 小野池の全水域	0	適切かつ有効
内区第14号	第二種区画漁業	にしきごい	古賀市薦野345外 山ノ神池の全水域	0	適切かつ有効
内区第15号	第二種区画漁業	こい	糸島市大字井原2250 整理池の全水域	休業中 (R4.4.1~R5.4.30)	-
内区第16号	第二種区画漁業	にしきごい	糸島市大字山北415 新池の全水域	0	適切かつ有効
内区第17号	第二種区画漁業	にしきごい	糸島市大字山北289 山北池の全水域	0	適切かつ有効
内区第18号	第二種区画漁業	にしきごい	糸島市大字山北259-1 井田池の全水域	0	適切かつ有効
内区第19号	第二種区画漁業	にしきごい	福津市本木866-1 一築区池の全水域	0	適切かつ有効
内区第20号	第二種区画漁業	にしきごい	福津市本木5-1 小越池の全水域	0	適切かつ有効
内区第23号	第二種区画漁業	にしきごい	宮若市山口4623-1 鳴水池の全水域	0	適切かつ有効
内区第24号	第二種区画漁業	にしきごい	宮若市山口2076 大谷池の全水域	0	適切かつ有効
内区第25号	第二種区画漁業	にしきごい	田川郡福智町伊方484-1 大原溜池の全水域	0	適切かつ有効
内区第26号	第二種区画漁業	にしきごい	田川郡福智町伊方476 朝倉溜池の全水域	0	適切かつ有効